

「たばこ税法取扱通達」新旧対照表

(注) アンダーラインを付した箇所が改正した箇所である。

改 正 後	改 正 前
(「滞納処分」の意義等) 第11条 法第6条第3項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (省略) (2) その例による処分 国<u>及び</u>公共団体の収入金等の徴収につき国税徴収法に規定する滞納処分の例により行う滞納処分をいう。 (3)～(5) (省略) (6) <u>企業価値担保権の実行手続 事業性融資の推進等に関する法律(令和6年法律第52号)の規定に基づき行う企業価値担保権の実行手続をいう。</u> (7) 破産手続 破産法 <u>(平成16年法律第75号)</u>の規定に基づき行う破産手続をいう。	(「滞納処分」の意義等) 第11条 法第6条第3項《移出又は引取り等とみなす場合》に規定する次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) (同左) (2) その例による処分 国<u>その他の</u>公共団体の収入金等の徴収につき国税徴収法に規定する滞納処分の例により行う滞納処分をいう。 (3)～(5) (同左) <u>(新 設)</u> (6) 破産手続 破産法 <u>(大正11年法律第71号)</u>の規定に基づき行う破産手続をいう。